

justax

No.67

FEB'99

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

遅すぎた物納不適當通知

●取得費加算適用の可否●

相続税法42条は、納税者が物納の許可を申請する場合の提出期限を定めていますが、税務署長がその申請を許可し、若しくは却下する旨又は物納財産の変更を求めようとする旨の通知をする期限については規定していません。また、措置法39条は、相続により取得した財産を一定期間内に譲渡した場合、取得費加算の特例が適用される旨規定しています。平成10年3月30日横浜地裁は、措置法39条所定の期間経過後に物納不適當通知を受けた場合の取得費加算適用の可否について、初めての判断を示しました。続いて平成10年9月17日東京高裁も地裁判決を支持する判断をしています。

◎原告は、平成2年11月3日に開始した相続により取得した土地を物納申請しましたが、被告課税庁から、平成5年11月10日、申請した土地は物納不適當であるとの通知を受けたため、やむなく申請を取り下げ、平成6年1月、土地をその地上にある建物とともに譲渡しました。

そして、平成6年分の確定申告に際し、土地建物の譲渡所得に措置法39条(平成6年改正前)を適用して申告したところ、被告は、適用期間(相続税の申告期限の翌日以後2年)を経過しており、特例の適用はないとして更正処分をしました。

原告は、物納不適當通知が措置法39条所定の期間内になされなかったのであるから、このように納税者の責に帰すべからざる事由により適用期間を徒過した場合には、期間経過後もその適用を受けられると解するか、又は物納の許可を受ける見込みがなくなるまでは、その期間は進行しないと解すべきであると主張しました。

◎裁判所は、措置法は、本来課されるべき税額を政策的な見地から特に軽減するものであるから、租税負担公平の原則に照らし、その解釈は厳格にされるべきであり、殊に、期限という明確で形式的な基準をもって規定されている条項については、みだりに実質的妥当性や個別事情を考慮して拡張、類推解釈することは許されないと原告の主張を棄却し、その理由を次のように判示しました。

①措置法39条1項が、適用期間を相続税の申告書の提出期限の翌日から2年以内と明確に限定しており、納税者がその期間を徒過した場合について、格別の救済措置を設

けていないことからすれば、期間について例外的な取り扱いはいずれも予定していないと解すべきである。

②物納申請について定めた相続税法41条等と措置法39条の特例とは別個独立の規定・制度であり、物納の可否を決するまで、特例適用の可否を待つべきことが、法律上、当然に予定されているとまではいえないし、両者の関係について「法の欠缺」があるともいえない。

③被告は、本件土地は宅地化のために大規模補修工事を要し、維持管理に多額の工事費が見込まれることなどを理由に物納不適當とする通知をしたが、通知後間もなく、土地は相続税額を上回る金額で譲渡され、現在宅地として利用されていることから、通知の理由には問題の余地があると考えられる。しかし、これらの事実から、物納の諾否について被告の判断が直ちに誤りであるとまでは断定しえないし、仮に誤りがあったとしても、そのことが直ちに更正処分の違法をきたすものとはいえない。

④一般的には、税務署長は、税務行政として、物納申請に対して、合理的な期間内に結論を出すべきであるといえ、また、措置法39条の特例の適用については、期間の制限があるのであるから、この点を念頭において、物納申請に対し応答等をするのが望ましいといえる。しかし、両者は、法律上別個独立の規定であり、これらが関連することが法律上予定されているとはいえないと解される。

税法データベースをご利用の場合、横浜地裁は「Z888-0246」、東京高裁は「Z888-0281」で検索することができます。

(資料提供 税法データベース編集室)